

経 済 産 業 省

20230329貿局第1号
輸出注意事項2023第6号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は令和5年4月7日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改 正 後				現 行			
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第2の3第二号の解釈 (略)				2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第2の3第二号の解釈 (略)			
輸出令別表 第2の3第 二号	輸出令別表第2 の3中解釈を要 する語	解 釈		輸出令別表 第2の3第 二号	輸出令別表第2 の3中解釈を要 する語	解 釈	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(85)	(略)	(略)		(85)	(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	タンクその他の 容器		<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u> <u>イ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの（無償のものに限る。）</u> <u>ロ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、輸出した後輸入すべきもの（無償のものに限る。）</u>		(新設)		(新設)
(8) 輸出令別表第2の3第二号の二の解釈 輸出令別表第2の3第二号の二の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。				(8) 輸出令別表第2の3第二号の二の解釈 輸出令別表第2の3第二号の二の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。			
輸出令別表第 2の3第二号 の二の細目	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）		輸出令別表第 2の3第二号 の二の細目	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）	

イ	(略)	
	(略)	<u>4 4 0 8. 1 0</u>
	(略)	<u>4 4. 1 6</u>
ロ	<u>鉄鋼のうち、次に掲げるもの</u>	(削る)
	<u>(1) 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品</u>	<u>7 2. 0 8、7 2. 0 9、7 2. 1 0 (7 2 1 0. 9 0を除く。)、7 2 1 1. 1 9、7 2 1 1. 2 3、7 2 1 1. 9 0及び7 2. 1 2 (7 2 1 2. 1 0及び7 2 1 2. 6 0を除く。)</u>
	<u>(2) ステンレス鋼その他の合金鋼のフラットロール製品</u>	<u>7 2. 1 9、7 2. 2 0、7 2. 2 5 (7 2 2 5. 1 9、7 2 2 5. 3 0及び7 2 2 5. 9 9を除く。)及び7 2. 2 6 (7 2 2 6. 9 1を除く。)</u>
ハ	<u>鉄鋼製品のうち、次に掲げるもの</u>	
	<u>(1) 鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品</u>	<u>7 3. 0 8</u>
	<u>(2) 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器</u>	<u>7 3. 0 9</u>
	<u>(3) 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器</u>	<u>7 3. 1 0</u>
ニ	<u>アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの</u>	
	<u>(1) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、</u>	<u>7 6. 1 0</u>

イ	(略)	
	(略)	<u>(1) 4 4 0 8. 1 0</u>
	(略)	<u>(2) 4 4. 1 6</u>
ロ	<u>鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器</u>	<u>7 3. 0 9</u>
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

	<u>管その他これらに類する物品</u>				
	<u>(2) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器</u>	<u>7 6 1 2. 1 0</u>			
ホ	(略)	(略)	ハ	(略)	(略)
ヘ	ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの		ニ	ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの	
	(1) (略)	<u>8 4. 0 2 (8 4 0 2. 1 1 を除く。)</u>		(1) (略)	<u>(1) 8 4. 0 2 (8 4 0 2. 1 1 を除く。)</u>
	<u>(2) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品</u>	<u>8 4. 0 4</u>		(新設)	(新設)
	<u>(3) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機並びにこれらの部分品</u>	<u>8 4. 0 5</u>		<u>(2) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機又はアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機の部分品</u>	<u>(2) 8 4 0 5. 9 0</u>
	<u>(4) 蒸気タービン及びその部分品</u>	<u>8 4. 0 6 (8 4 0 6. 1 0 を除く。)</u>		<u>(3) 蒸気タービンの部分品</u>	<u>(3) 8 4 0 6. 9 0</u>
	<u>(5) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品</u>	<u>8 4 0 7. 1 0、8 4 0 7. 2 1、8 4 0 7. 2 9、8 4. 0 8 及び 8 4. 0 9 (8 4 0 9. 9 1 を除く。)</u>		(新設)	(新設)
	<u>(6) 液体タービン又は水車の部分品</u>	<u>8 4 1 0. 9 0</u>		(新設)	(新設)
	<u>(7) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品</u>	<u>8 4. 1 1 (8 4 1 1. 8 1、8 4 1 1. 8 2 及び 8 4 1 1. 9 9 を除く。)</u>		(新設)	(新設)
	(8) (略)	<u>8 4. 1 2 (8 4 1 2. 3 1、8 4 1 2. 8 0 及び 8 4 1 2. 9 0 を除く。)</u>		<u>(4) (略)</u>	<u>(4) 8 4. 1 2 (8 4 1 2. 3 1、8 4 1 2. 8 0、8 4 1 2. 9 0 を除</u>

					<u>く。)</u>
	<u>(9) 液体ポンプ</u>	<u>8 4 1 3. 1 1、8 4 1 3. 1 9、8 4 1 3. 3 0、8 4 1 3. 5 0、8 4 1 3. 6 0 及び8 4 1 3. 8 1</u>		(新設)	(新設)
	<u>(1 0) 真空ポンプ及び気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品</u>	<u>8 4 1 4. 1 0及び8 4 1 4. 9 0</u>		<u>(5) 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品</u>	<u>(5) 8 4 1 4. 9 0</u>
	<u>(1 1) (略)</u>	<u>8 4 1 5. 8 3</u>		<u>(6) (略)</u>	<u>(6) 8 4 1 5. 8 3</u>
	<u>(1 2) 炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれらの部分品</u>	<u>8 4. 1 6</u>		(新設)	(新設)
	<u>(1 3) ベーカーオープン</u>	<u>8 4 1 7. 2 0</u>		(新設)	(新設)
	<u>(1 4) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品</u>	<u>8 4 1 9. 1 9、8 4 1 9. 4 0、8 4 1 9. 5 0、8 4 1 9. 8 9及び8 4 1 9. 9 0</u>		(新設)	(新設)
	<u>(1 5) (略)</u>	<u>8 4 2 0. 9 9</u>		<u>(7) (略)</u>	<u>(7) 8 4 2 0. 9 9</u>
	<u>(1 6) 遠心分離機、液体又は気体のろ過機及び清浄機並びにこれらの部分品</u>	<u>8 4. 2 1 (8 4 2 1. 1 2、8 4 2 1. 2 1、8 4 2 1. 2 2、8 4 2 1. 3 2及び8 4 2 1. 3 9を除く。)</u>		<u>(8) 遠心分離機及びその部分品</u>	<u>(8) 8 4 2 1. 1 9、8 4 2 1. 9 1</u>
	<u>(1 7) (略)</u>	<u>8 4 2 4. 8 9及び8 4 2 4. 9 0</u>		<u>(9) (略)</u>	<u>(9) 8 4 2 4. 8 9、8 4 2 4. 9 0</u>
	<u>(1 8) プーリータックル、ホイスト、ウインチ及びキャブスタン</u>	<u>8 4 2 5. 1 1及び8 4 2 5. 3 1</u>		<u>(1 0) プーリータックル及びホイスト</u>	<u>(1 0) 8 4 2 5. 1 1</u>

	<u>(19) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラック並びにこれらの部分品</u>	<u>84. 26並びに8431. 41及び8431. 49 (84. 26の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。)</u>		<u>(11) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラック</u>	<u>(11) 8426. 12、8426. 99</u>
	<u>(20) フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品</u>	<u>84. 27及び8431. 20</u>		(新設)	(新設)
	<u>(21) 昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械並びにこれらの部分品</u>	<u>84. 28 (8428. 10、8428. 40及び8428. 60を除く。)及び8431. 39</u>		<u>(12) 昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械</u>	<u>(12) 8428. 20、8428. 32、8428. 33、8428. 90</u>
	<u>(22) ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品</u>	<u>84. 29並びに8431. 41及び8431. 49 (84. 29の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。)</u>		<u>(13) ブルドーザー、アングルドーザー、メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー</u>	<u>(13) 8429. 19、8429. 59</u>
	<u>(23) 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機の部分品</u>	<u>8430. 10、8430. 39、8430. 50、8430. 69並びに8431. 41及び8431. 49 (84. 30の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。)</u>		<u>(14) くい打ち機、くい抜き機、コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機</u>	<u>(14) 8430. 10、8430. 39</u>
	<u>(24) (略)</u>	<u>8439. 10及び8439. 30</u>		<u>(15) (略)</u>	<u>(15) 8439. 10、8439. 30</u>
	<u>(25) (略)</u>	<u>8440. 90</u>		<u>(16) (略)</u>	<u>(16) 8440. 90</u>
	<u>(26) (略)</u>	<u>8441. 30</u>		<u>(17) (略)</u>	<u>(17) 8441. 30</u>

	<u>(27) (略)</u>	<u>8442. 40</u>		<u>(18) (略)</u>	<u>(18) 8442. 40</u>
	<u>(28) (略)</u>	<u>8443. 13、8443. 15、8443. 16、8443. 17、8443. 19及び8443. 91</u>		<u>(19) (略)</u>	<u>(19) 8443. 13、8443. 15、8443. 16、8443. 17、8443. 91</u>
	<u>(29) (略)</u>	<u>84. 44並びに8448. 11及び8448. 19 (84. 44の機械の補助機械に係るものに限る。)</u>		<u>(20) (略)</u>	<u>(20) 84. 44、8448. 11、8448. 19 (84. 44の機械の補助機械に係るものに限る。)</u>
	<u>(30) (略)</u>	<u>84. 48 (8448. 20、8448. 31、8448. 32、8448. 39及び8448. 59を除く。)</u> <u>((29) に該当するものを除く。)</u>		<u>(21) (略)</u>	<u>(21) 84. 48 (8448. 20、8448. 31、8448. 32、8448. 39、8448. 59を除く。)</u> <u>((20) に該当するものを除く。)</u>
	<u>(31) (略)</u>	<u>8451. 10、8451. 29、8451. 30及び8451. 90</u>		<u>(22) (略)</u>	<u>(22) 8451. 10、8451. 29、8451. 30、8451. 90</u>
	<u>(32) (略)</u>	<u>84. 53 (8453. 20を除く。)</u>		<u>(23) (略)</u>	<u>(23) 84. 53 (8453. 20を除く。)</u>
	<u>(33) 転炉、取鍋及びインゴット用鑄型並びにこれらの機器又は鑄造機の部品</u>	<u>84. 54 (8454. 30を除く。)</u>		<u>(24) 転炉</u>	<u>(24) 8454. 10</u>
	<u>(34) 金属圧延機及びそのロール</u>	<u>8455. 22及び8455. 30</u>		(新設)	(新設)
	<u>(35) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械並びにこれ</u>	<u>8456. 20及び8456. 40並びに8466. 93 (84. 56の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。)</u>		(新設)	(新設)

	<u>らの機械又はウォーター ジェット切断機械の部分 品及び附属品</u>				
	<u>(36) 金属加工用のマシン グセンター及びマルチ テーショントランスファ ーマシン並びにこれらの 機械又は金属加工用のユ ニットコンストラクショ ンマシンの部分品及び附 属品</u>	<u>84. 57 (8457. 20 を除く。) 及び8466. 9 3 (84. 57の機械に専ら 又は主として使用する部分品 及び附属品に係るものに限 る。)</u>		(新設)	(新設)
	<u>(37) 旋盤並びにその部分品 及び附属品</u>	<u>84. 58及び8466. 9 3 (84. 58の機械に専ら 又は主として使用する部分品 及び附属品に係るものに限 る。)</u>		(新設)	(新設)
	<u>(38) 金属用のボール盤、中 ぐり盤、フライス盤、ねじ 切り盤及びねじ立て盤並 びにこれらの部分品及び 附属品</u>	<u>84. 59 (8459. 2 9、8459. 39、845 9. 51、8459. 59及 び8459. 69を除く。) 及び8466. 93 (84. 59の機械に専ら又は主とし て使用する部分品及び附属品 に係るものに限る。)</u>	<u>(25) 金属用のボール盤、中 ぐり盤、フライス盤、ねじ 切り盤及びねじ立て盤</u>		<u>(25) 8459. 10、8 459. 70</u>
	<u>(39) 研削盤、ホーニング盤、 ラップ盤、研磨盤その他の 仕上げ用加工機械並びに その部分品及び附属品</u>	<u>84. 60及び8466. 9 3 (84. 60の機械に専ら 又は主として使用する部分品 及び附属品に係るものに限 る。)</u>		(新設)	(新設)
	<u>(40) 平削り盤、形削り盤、 立削り盤、ブローチ盤、歯 切り盤、歯車研削盤、歯車 仕上盤その他の加工機械 並びにその部分品及び附 属品</u>	<u>84. 61 (8461. 50 を除く。) 及び8466. 9 3 (84. 61の機械に専ら 又は主として使用する部分品 及び附属品に係るものに限 る。)</u>	<u>(26) 平削り盤、形削り盤、 立削り盤、ブローチ盤、歯 切り盤、歯車研削盤、歯車 仕上盤その他の加工機械</u>		<u>(26) 84. 61 (84 61. 50を除く。)</u>
	<u>(41) 鍛造機、ハンマー、型</u>	<u>84. 62及び8466. 9</u>		(新設)	(新設)

	<u>鍛造機、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び附属品</u>	<u>4（84.62の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）</u>			
	<u>（42）引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び附属品</u>	<u>84.63及び8466.94（84.63の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）</u>		（新設）	（新設）
	<u>（43）石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品</u>	<u>84.64及び8466.91</u>		（新設）	（新設）
	<u>（44）（略）</u>	<u>8465.20、8465.93、8465.94、8465.96及び8466.92</u>		<u>（27）（略）</u>	<u>（27）8465.20、8465.93、8465.94、8466.92</u>
	<u>（45）ツールホルダー、自動開きダイヘッド及び工作物保持具</u>	<u>8466.10及び8466.20</u>		<u>（28）ツールホルダー及び自動開きダイヘッド</u>	<u>（28）8466.10</u>
	<u>（46）はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品</u>	<u>84.68</u>		（新設）	（新設）
	<u>（47）自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読</u>	<u>84.71及び8473.30</u>		（新設）	（新設）

	<u>取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び附属品</u>				
	<u>(48) (略)</u>	<u>84. 72 (8472. 90を除く。)</u>		<u>(29) (略)</u>	<u>(29) 84. 72 (8472. 90を除く。)</u>
	<u>(49) (略)</u>	<u>8473. 21</u>		<u>(30) (略)</u>	<u>(30) 8473. 21</u>
	<u>(50) (略)</u>	<u>84. 74 (8474. 20、8474. 32及び8474. 90を除く。)</u>		<u>(31) (略)</u>	<u>(31) 8474. 10、8474. 39、8474. 80</u>
	<u>(51) (略)</u>	<u>84. 75 (8475. 10を除く。)</u>		<u>(32) (略)</u>	<u>(32) 84. 75 (8475. 10を除く。)</u>
	<u>(52) (略)</u>	<u>8477. 30、8477. 40及び8477. 51</u>		<u>(33) (略)</u>	<u>(33) 8477. 40、8477. 51</u>
	<u>(53) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、綱又はケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品</u>	<u>84. 79 (8479. 20、8479. 40、8479. 60、8479. 71、8479. 79及び8479. 83を除く。)</u>		<u>(34) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械及び産業用ロボット並びにこれらの機械又は動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂の抽出用若しくは調製用の機械、綱若しくはケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品</u>	<u>(34) 8479. 10、8479. 30、8479. 50、8479. 90</u>
	<u>(54) (略)</u>	<u>8480. 20、8480. 30及び8480. 60</u>		<u>(35) (略)</u>	<u>(35) 8480. 20、8480. 30、8480. 60</u>
	<u>(55) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁</u>	<u>84. 81 (8481. 80及び8481. 90を除く。)</u>		<u>(36) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、安全弁及び逃がし弁</u>	<u>(36) 8481. 10、8481. 20、8481. 40</u>

	<u>(56) 玉軸受及びころ軸受並びにこれらの部分品</u>	<u>84. 82</u>		<u>(37) 針状ころ軸受及び玉軸受又はころ軸受の部分品</u>	<u>(37) 8482. 40、8482. 91、8482. 99</u>
	<u>(57) ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、プーリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部分品</u>	<u>84. 83</u>		(新設)	(新設)
	<u>(58) (略)</u>	<u>84. 84</u>		<u>(38) (略)</u>	<u>(38) 84. 84</u>
	<u>(59) 積層造形用の機械及びその部分品</u>	<u>84. 85 (8485. 10及び8485. 80を除く。)</u>		(新設)	(新設)
	<u>(60) 半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び附属品</u>	<u>84. 86</u>		(新設)	(新設)
	<u>(61) 船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品</u>	<u>84. 87</u>		(新設)	(新設)
<u>ト</u>	電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの		<u>ホ</u>	電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの	
	<u>(1) 電動機、発電機及びロータリーコンバーター並びにこれらの部分品</u>	<u>8501. 20、8501. 31、8501. 33、8501. 53、8501. 61、8501. 62、850</u>		<u>(1) 直流電動機、発電機及びロータリーコンバーター</u>	<u>(1) 8501. 33、8501. 62、8501. 63、8501. 64、8502. 31、850</u>

		<u>1. 63、8501. 64、 85. 02及び85. 03</u>			<u>2. 39、8502. 4 0</u>
	(2) (略)	<u>8504. 32、8504. 33及び8504. 34</u>		(2) (略)	<u>(2) 8504. 33、85 04. 34</u>
	(3) <u>電磁石、永久磁石、永久 磁石用の物品で磁化して いないもの、電磁式又は永 久磁石式のチャック、クラ ンプその他これらに類す る保持具並びに電磁式の カップリング、クラッチ、 ブレーキ及びリフティン グヘッド並びにこれらの 部分品</u>	<u>85. 05 (8505. 19 を除く。)</u>		(3) <u>電磁式のカップリング、 クラッチ及びブレーキ</u>	<u>(3) 8505. 20</u>
	(4) <u>空気・亜鉛電池及び一次 電池の部分品</u>	<u>8506. 60及び850 6. 90</u>		(4) <u>一次電池の部分品</u>	<u>(4) 8506. 90</u>
	(5) <u>鉛蓄電池及びニッケル・ カドミウム蓄電池</u>	<u>8507. 10、8507. 20及び8507. 30</u>		(5) <u>ニッケル・カドミウム蓄 電池</u>	<u>(5) 8507. 30</u>
	(6) <u>火花点火式又は圧縮点火 式の内燃機関の点火又は 始動に使用する種類の電 気機器並びにこれらの内 燃機関に使用する種類の 発電機及び開閉器並びに これらの部分品</u>	<u>85. 11</u>		(6) <u>電子ビーム炉</u>	<u>(6) 8514. 31</u>
	(7) <u>電気式の照明用又は信号 用の機器及びこれらの機 器、ウインドスクリーンワ イパー又は曇り除去装置 の部分品</u>	<u>8512. 20及び851 2. 90</u>		(新設)	(新設)
	(8) <u>工業用又は理化学用の電 気炉その他の機器及びそ の部分品</u>	<u>85. 14 (8514. 3 2、8514. 39及び85 14. 40を除く。)</u>		(新設)	(新設)
	(9) <u>ろう付け用又ははんだ付 け用の機器及び金属用抵 抗溶接機器</u>	<u>8515. 11、8515. 19、8515. 21及び8 515. 29</u>		(新設)	(新設)

	<u>(10) 電熱用抵抗体</u>	<u>8 5 1 6. 8 0</u>		(新設)	(新設)
	<u>(11) 音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその部分品並びに電話機の部分品</u>	<u>8 5 1 7. 6 1、8 5 1 7. 7 1及び8 5 1 7. 7 9</u>		(新設)	(新設)
	<u>(12) 不揮発性半導体記憶装置</u>	<u>8 5 2 3. 5 1</u>		(新設)	(新設)
	<u>(13) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー</u>	<u>8 5. 2 5 (8 5 2 5. 6 0 及び8 5 2 5. 8 9を除く。)</u>		<u>(7) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器</u>	<u>(7) 8 5 2 5. 5 0</u>
	<u>(14) レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器</u>	<u>8 5. 2 6</u>		(新設)	(新設)
	<u>(15) 自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機</u>	<u>8 5 2 7. 2 1</u>		(新設)	(新設)
	<u>(16) 陰極線管モニター</u>	<u>8 5 2 8. 4 9</u>		(新設)	(新設)
	<u>(17) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器及びこれらの部分品</u>	<u>8 5. 3 0</u>		<u>(8) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器の部分品</u>	<u>(8) 8 5 3 0. 9 0</u>
	<u>(18) 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品</u>	<u>8 5. 3 2 (8 5 3 2. 2 1、8 5 3 2. 2 2、8 5 3 2. 2 3及び8 5 3 2. 2 5を除く。)</u>		<u>(9) 固定式コンデンサー</u>	<u>(9) 8 5 3 2. 1 0</u>
	<u>(19) 固定式電気抵抗器及び電気抵抗器の部分品</u>	<u>8 5 3 3. 2 9及び8 5 3 3. 9 0</u>		<u>(10) 固定式電気抵抗器</u>	<u>(10) 8 5 3 3. 2 9</u>
	<u>(20) 印刷回路</u>	<u>8 5. 3 4</u>		(新設)	(新設)
	<u>(21) 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子の部分品</u>	<u>8 5. 3 5、8 5 3 6. 5 0、8 5 3 6. 6 9、8 5 3 6. 9 0及び8 5 3 8. 9 0 (8 5. 3 5及び8 5. 3 6の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限</u>		<u>(11) 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器</u>	<u>(11) 8 5 3 5. 3 0、8 5 3 5. 9 0</u>

		る。)			
	(22) 電気制御用若しくは配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品又は数値制御用の機器の部分品	8538.10及び8538.90(85.37の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るもの限る。)		(新設)	(新設)
	(23) フィラメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源	8539.29、8539.39、8539.41、8539.51及び8539.52		(12) アーク灯	(12) 8539.41
	(24) (略)	85.40(8540.11、8540.12及び8540.40を除く。)		(13) (略)	(13) 85.40(8540.11、8540.12、8540.40及び8540.71を除く。)
	(25) 半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品	85.41		(新設)	(新設)
	(26) 集積回路及びその部分品	85.42		(新設)	(新設)
	(27) 粒子加速器、信号発生器及び電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器	8543.10、8543.20及び8543.30		(14) 粒子加速器	(14) 8543.10
	(28) 電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限る。)	85.44(8544.19、8544.20及び8544.42を除く。)		(新設)	(新設)
	(29) 炭素ブラシ	8545.20		(新設)	(新設)
	(30) (略)	85.47		(15) (略)	(15) 8547.90
	(31) 機器の電気式部分品	85.48		(新設)	(新設)
	(32) 電気電子機器のくず	85.49		(新設)	(新設)
チ	(略)	(略)	ハ	(略)	(略)

リ	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの	
	(1) 雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	8703. 10
	(2) (略)	8704. 10、8704. 22、8704. 23及び8704. 32
	(3) (略)	87. 05 (8705. 20及び8705. 30を除く。)
	(4) (略)	8709. 90
	(5) トレーラー及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両の部分品	8716. 20、8716. 39及び8716. 90
ヌ	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの	
	(1) 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びにこれらの部分品	88. 01及び88. 07 (88. 01の物品の部分品に係るものに限る。)
	(2) ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品	88. 02及び88. 07 (88. 02の物品の部分品に係るものに限る。)
	(3) 落下傘及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品	88. 04
	(4) 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれら	88. 05
ト	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの	
	(新設)	(新設)
	(1) (略)	(1) 8704. 10、8704. 22、8704. 32
	(2) (略)	(2) 8705. 90
	(3) (略)	(3) 8709. 90
	(4) トレーラー及びセミトレーラー	(4) 8716. 20、8716. 39
(新設)	(新設)	(新設)

	<u>の部分品</u>				
	<u>(5) 無人航空機及びその部分品</u>	<u>88.06及び88.07</u> <u>(88.06の物品の部分品に係るものに限る。)</u>			
ル	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの		チ	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器及び精密機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの	
	<u>(1) 光ファイバー及び光ファイバーケーブル</u>	<u>9001.10</u>		(新設)	(新設)
	<u>(2) 対物レンズ</u>	<u>9002.11及び9002.19</u>		(新設)	(新設)
	<u>(3) 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品</u>	<u>90.05</u>		(新設)	(新設)
	<u>(4) 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ</u>	<u>9006.30</u>		(新設)	(新設)
	<u>(5) 映画用の撮影機</u>	<u>9007.10</u>		(新設)	(新設)
	<u>(6) (略)</u>	<u>9010.10</u>		<u>(1) (略)</u>	<u>(1) 9010.10</u>
	<u>(7) 武器用望遠照準器、潜望鏡及び光学機器その他の機器の部分品として設計した望遠鏡</u>	<u>9013.10</u>		(新設)	(新設)
	<u>(8) 羅針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び附属品</u>	<u>90.14</u>		(新設)	(新設)
	<u>(9) 土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器及び測距儀並びにこれらの部分品及び</u>	<u>90.15 (9015.30を除く。)</u>		<u>(2) 土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器並びにこれらの機器又は測距儀の部分</u>	<u>(2) 9015.40、9015.80、9015.90</u>

	附属品			品及び附属品	
	<u>(10) 硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機</u>	<u>90.24 (9024.90を除く。)</u>		(新設)	(新設)
	<u>(11) ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計若しくは乾湿球湿度計又はこれらを組み合わせた物品の部分品及び附属品</u>	<u>9025.90</u>		(新設)	(新設)
	<u>(12) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</u>	<u>90.26</u>		(新設)	(新設)
	<u>(13) 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器</u>	<u>9027.10、9027.81及び9027.89</u>		(新設)	(新設)
	<u>(14) 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品、速度計、回転速度計及びストロボスコープ並びにこれらの部分品及び附属品</u>	<u>90.29</u>		<u>(3) 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品</u>	<u>(3) 9029.10</u>
	<u>(15) スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器</u>	<u>9030.32、9030.39、9030.40、9030.82及び9030.89</u>		(新設)	(新設)
	<u>(16) (略)</u>	<u>9031.20</u>		<u>(4) (略)</u>	<u>(4) 9031.20</u>
	<u>(17) (略)</u>	<u>9032.81</u>		<u>(5) (略)</u>	<u>(5) 9032.81</u>

<u>ヲ</u>	<u>三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル</u>	<u>9 5 . 0 3</u>	(新設)	(新設)	(新設)
----------	---	------------------	------	------	------